

登別市太陽光発電設備等 導入支援補助金のご案内

1. 概要

市内の事業所等に太陽光発電設備や業務用蓄電池等を設置する場合、登別市が事業者等に対して、設置費用の一部を補助する制度です。なお、本制度は登別市が環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用して間接的に補助するものです。

2. 補助対象者

- (1) 市内に事業所を有する事業者等
- (2) リースモデルにより(1)に提供するリース事業者
- (3) オンサイトPPAモデルにより(1)に提供するPPA事業者

登別市公式ウェブサイト
二次元コード



3. 補助対象設備・補助額

(1) 太陽光発電設備



【補助率等】

5万円/kW

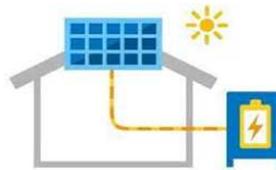
※太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力の低い値(小数点以下切り捨て)に乗じて算出

※工事費込み、税抜き

【上限額】

1,000万円

(2) 蓄電池



【補助率等】

蓄電池価格の1/3

※蓄電池の容量により1kWhあたり
の上限額があります。

【上限額】

630万円

(3) 車載型蓄電池



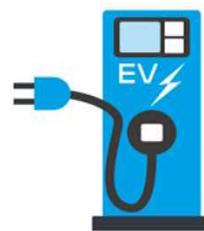
【補助率等】

蓄電容量×1/2×4万円/
kWh

【上限額】

「CEV補助金」の「銘柄ごとの補助金交付額」に準じます。

(4) 充放電設備



【補助率等】

①充放電設備・充電設備
: 1/2

②外部給電器: 1/3

【上限額】

①、②ともに25万円

4. 申請期間

令和7年6月2日(月) ~ 令和7年10月31日(金)

※1 予算額に達し次第、募集を終了します。

※2 補助対象事業の完了後30日以内または令和8年3月10日の
いずれか早い期日までに実績報告をする必要があります。

【問合せ先・申込書提出先】

登別市観光経済部商工労政グループ

〒059-0012

登別市中央町4丁目11番地 アーニス2階

電話: 0143-85-2171

E-Mail: shoko@city.noboribetsu.lg.jp

5. 補助を受けられる条件

(1) 太陽光発電設備

- ①未使用の設備を事業所に導入すること。
- ②太陽光パネル及びパワーコンディショナーの出力が10kW以上であること。
- ③需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- ④FIT又はFIPの認定を取得しないこと。
- ⑤接続供給（自己託送）を行わないこと。
- ⑥「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。
- ⑦次のi、iiのいずれかを満たすこと。
 - i 補助対象事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上を自家消費すること。
 - ii 需要家の敷地外に補助対象事業により導入する再生可能エネルギー発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。
- ⑧発電量を計測する機器を備え、毎月末の発電量計測結果（売電を行う場合は、売電電力量計測結果と併せて）を記録すること。

(2) 蓄電池

- ①未使用の設備を事業所に導入すること。
- ②補助対象事業において導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。**※蓄電池単体での申請はできません。**
- ③原則、再生エネルギー発電設備で発電した電気を蓄電するもので、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
- ④停電時のみに利用する非常用予備電源ではないこと。
●導入する蓄電池が業務用（4,800Ah・セル以上）の場合は⑤・⑥を満たす必要があります。
- ⑤1kWh当たりの設置工事費を含む蓄電システムの価格（消費税抜き）が19万円以下であること。
- ⑥登別市火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。
●導入する蓄電池が家庭用（4,800Ah・セル未満）の場合の条件は別途お問い合わせください。】

(3) 車載型蓄電池

- ①未使用の設備を事業所に導入すること。
- ②補助対象事業において導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。**※車載型蓄電池単体での申請はできません。**
- ③原則、再生エネルギー発電設備と接続して充電するものであること。
- ④通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」（CEV補助金）の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。）であること。
※「CEV補助金」との併用はできません。

(4) 充放電設備

- ①未使用の設備を事業所に導入すること。
- ②補助対象事業において導入する太陽光発電設備及び車載型蓄電池の付帯設備であること。**※充放電設備単体での申請はできません。**
- ③原則、再生エネルギー発電設備から電力供給可能となるよう措置されている場合に限りです。
- ④「CEV補助金」で交付対象となる銘柄に限りです。

※（3）車載型蓄電池及び（4）充放電設備についてはPPA事業者は申請できません。

※補助対象事業を行うにあたり、売買、請負、その他の契約をする場合は、見積もり比較等により低廉な価格で契約するように努めてください。

6. 申請における提出書類

提出書類	法人	個人事業主	リース事業者又はPPA事業者
①登別市太陽光発電設備等導入支援補助金交付申請書	○	○	○
②事業計画書	○	○	○
③誓約書	○	○	○
④役員氏名等一覧表	○		○
⑤補助対象事業の実施に係る同意書※1※2			
※1 申請者と補助対象設備を設置する土地又は家屋の所有者が異なる場合は必要です。	△	△	△
※2 同意者の署名もしくは記名押印が必要です。			
⑥見積書及び見積内訳書の写し	○	○	○
⑦設置する土地・建物の全部事項証明書	○	○	○
⑧登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※発行日から6か月以内のもの	○		○
⑨直近の青色申告決算書の写し		○	
⑩-1リースモデルの契約書（案）及びリース計算書等（リース会社の場合）			○
⑩-2オンサイトPPAモデルの契約書（案）及び料金計算書等（PPA事業者の場合）			○
⑪納税証明書（市税に滞納がないことの証明書）※3			
※3 リースモデル又はオンサイトPPAモデルにより、補助対象機器を提供する事業所にあつては、補助対象機器の使用者についての証明書	○	○	○
⑫補助対象事業で導入する太陽光発電設備等の仕様内容がわかるもの（仕様書等）	○	○	○
⑬単線結線図	○	○	○
⑭システム系統図	○	○	○
⑮機器配置図	○	○	○
⑯設置場所の写真	○	○	○
⑰その他市長が必要と認める書類			

【注意事項】

1. 売電目的の太陽光発電設備等の導入は、原則、対象外です。
2. 原則、交付決定通知書の受領後に契約を締結しなければなりません。
※詳細はお問い合わせください。